

# 紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務仕様書

令和8年5月

和歌山県紀の川市

教育部生涯スポーツ課

## 1. 適用範囲

この仕様書は、紀の川市（以下「発注者」という。）が受注者に委託して行う「紀の川市スポーツ施設及び利用実態基礎調査業務」に適用するものとする。

## 2. 業務の目的

紀の川市のスポーツ施設を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化、スポーツに対する市民ニーズの変化の影響を受けている。また、老朽化が進んでいるスポーツ施設もあり、利用者の安全性や満足度を維持していくためには、将来的な利用者の動向や維持管理コストを勘案した今後のスポーツ施設のあり方についての検討が急務となっている。

そのため、本業務については、市民が生涯を通じてスポーツに親しめる環境の維持や、社会潮流を踏まえた市民ニーズへの対応と財政負担の軽減を図ることを目的に、既存のスポーツ施設の有用性や位置付けを評価し、将来のスポーツ施設のあり方を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。

## 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

## 4. 業務対象施設

	No.	施設名	備考（所在等）
グラウンド・広場	1	市民公園多目的広場（通称：打田若もの広場）	紀の川市花野 604
	2	粉河中部運動場	紀の川市粉河 1479
	3	粉河西部運動場	紀の川市北志野 560
	4	粉河河北緑地（通称：粉河運動場野球場）	紀の川市粉河地先（河川敷）
	5	粉河河北緑地（通称：粉河運動場ソフトボール場）	紀の川市粉河地先（河川敷）
	6	粉河河北緑地（通称：粉河運動場多目的広場）	紀の川市粉河地先（河川敷）
	7	愛宕池公園（多目的グラウンド）	紀の川市麻生津中 1068
	8	桃源郷運動公園陸上競技場	紀の川市桃山町最上 1147
	9	奥安楽川広場	紀の川市桃山町善田 362
	10	貴志川スポーツ公園（野球場）	紀の川市貴志川町井ノ口 1411-10
	11	貴志川スポーツ公園（ソフトボール場）	紀の川市貴志川町井ノ口 1411-10
	12	長山ふれあい公園（多目的広場）	紀の川市貴志川町長山 277-735
体育館	13	市民体育館	紀の川市花野 604-2
	14	粉河体育館	紀の川市粉河 1479
	15	那賀体育館	紀の川市名手西野 114-1
	16	桃山勤労者体育センター	紀の川市桃山町調月 349-1
	17	貴志川体育館	紀の川市貴志川町長原 447-1

テ トニ スコ	18	紀の川市民公園（テニスコート）	紀の川市上野 354-83
	19	粉河河北緑地（通称：粉河運動場テニスコート）	紀の川市粉河地先（河川敷）
	20	貴志川スポーツ公園（テニスコート）	紀の川市貴志川町井ノ口 1411-10
その他	21	市民公園プール	紀の川市上野 354-83
	22	パークゴルフ場	紀の川市窪 598-1
	23	野あそびの丘	紀の川市上野 354-83
	24	粉河武道館	紀の川市粉河 1479
	25	那賀体育館トレーニングルーム（那賀体育館内）	紀の川市名手西野 114-1
	26	貴志川トレーニングプラザ	紀の川市貴志川町長原 447-1

## 5. 業務内容

### (1) 計画準備

業務実施にあたり、目的・主旨を理解した上で、業務内容、業務工程、業務実施体制等を記載した業務計画書を作成し、業務に必要な資料及びデータの収集を行う。

### (2) 紀の川市におけるスポーツを取り巻く環境の整理

- ・将来人口、スポーツ人口や、上位関連計画、対象法令等の、現在のスポーツを取り巻く施策等の整理。
- ・市内スポーツ団体等の現状（統廃合等を含む）やスポーツ活動の傾向の整理。
- ・市内小中学校体育館における一般利用の実態の整理。

### (3) 本業務対象となる市内各スポーツ施設の現状整理

- ・対象施設について、施設概要、立地条件、周辺環境、既往の調査資料等の基礎情報の収集と整理。
- ・対象施設の利用状況や維持管理運営に関する情報の収集と整理。

### (4) 需要調査

#### ①利用者アンケート調査

- ・対象施設における一般利用者に向けたアンケート調査の実施。なお、実施時期や期間等の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとする。

#### ②利用団体アンケート調査

- ・体育協会やスポーツ少年団等の利用団体に向けたアンケート調査の実施。
- ・アンケート内容について、必要に応じてヒアリングを実施するものとする。
- ・アンケートの対象となる団体等の詳細については、発注者と協議の上、決定するものとする。

#### ③調査の取りまとめ

- ・①②の調査結果を取りまとめ、施設や対象競技等、地域に対する施設の需要等の分析

を行う。

(5) スポーツ施設のあり方の検討

①再編や最適規模化にあたっての方針等の検討

- ・これまでの検討を踏まえ、各地域におけるスポーツ施設及び小中学校体育館などの関連施設のあり方や将来予測、整備方針等（複合、集約、廃止、移設、新規等）について検討する。

②スポーツ施設の課題の整理

- ・これまでの検討結果に基づき、再編や最適規模化などの事業実施へ向けた各対象施設及び関連施設の課題や検討事項の整理を行う。

(6) 報告書作成

上記（1）から（5）までの検討結果を取りまとめた報告書を作成する。

(7) 打合せ協議

電話、電子メール等での連絡調整のほか、必要な打合せ協議を業務着手時、業務完了時、中間3回程度行うものとする。その他、必要に応じて発注者の認める場合オンラインでの打合せを実施する。

6. 成果品

(1) 成果品

成果品は、次のとおりとする。電子データについては、PDF 及び PDF 以外の加工可能なものを提出することとし、納品する電子データの形式については、双方協議の上、決定する。

提出物	提出方法
業務報告書	ファイル綴り3部、電子データ1式
各種検討資料（業務段階で提出された資料等）	電子データ1式
打合せ協議記録簿	電子データ1式

(2) 納入場所

紀の川市教育部生涯スポーツ課

(3) 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものであり、受注者は本業務の過程及び結果から知り得た情報について、発注者の許可なく公表してはならない。

7. その他

(1) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務については、本仕様書に記載の

ない事項であっても業務の範囲とする。受託者は、当該項目について疑義があるときは、発注者と協議をすることができる。

- (2) 受注者が業務を進めるにあたり必要となる発注者が所有する各種報告書等の資料は、原則貸与とする。なお、電子データについては、厳重に管理し、本業務終了後、完全に破棄するものとする。
- (3) 契約締結後において、業務の遂行が困難と認められる状況に至ったときは、その実情に応じて、協議の上、契約金額その他の契約内容を変更する場合がある。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者がその都度協議して決定する。